

平成28年10月3日

瑞穂市長 棚橋敏明様

瑞穂市特別職報酬等審議会  
会長 宮坂果麻 埋



瑞穂市特別職の報酬等の額について（答申）

平成28年7月19日付け瑞広第88号にて諮問のありました標記の件につきまして、別紙のとおり答申します。

## 答 申

平成28年7月19日に諮問を受けました市議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の報酬月額等並びに市長、副市長及び教育長の給料月額については、次のとおりとすることが適当である。

## 1 報酬の月額

職名	答申	現行	変更内容
議長	月額 385,000 円	月額 350,000 円	35,000 円引き上げ
副議長	月額 330,000 円	月額 300,000 円	30,000 円引き上げ
常任委員会の委員長	月額 319,000 円	月額 290,000 円	29,000 円引き上げ
議会運営委員会の委員長	月額 319,000 円	月額 290,000 円	29,000 円引き上げ
議員	月額 308,000 円	月額 280,000 円	28,000 円引き上げ

## 2 給料の月額

職名	答申	現行	変更内容
市長	月額 860,000 円	月額 840,000 円	20,000 円引き上げ
副市長	月額 720,000 円	月額 680,000 円	40,000 円引き上げ
教育長	月額 650,000 円	月額 600,000 円	50,000 円引き上げ

## 3 実施時期

平成29年4月1日

## 審議の経過

### 1 はじめに

本審議会は、平成28年7月19日に、瑞穂市長から瑞穂市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について意見を求められた。

1. 市議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の報酬月額等について

2. 市長、副市長及び教育長の給料月額について

これらの諮問を受け、3回の審議会を開催した。

審議に当たり、各種資料に基づき、県内他市や全国の類似団体の現況を参考にしつつ、本市の市勢及び財政状況などを勘案しながら、各職の職務の内容、活動状況など、広範な観点から意見交換を行い、より客観的な立場に留意しつつ慎重に審議を行った。

### 2 市議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の報酬月額等について

地方分権が進み、市政の両輪の一つである市議会議員の果たす役割と責任はますます重要になっている。

前回の答申（平成24年11月）から現在までにおいて、市議会では議員発議による議員定数の削減を行い、また、人口増加により議員一人当たりの負担も増える中、その役割の重要性は増しているが、議員報酬については、県内他市及び類似団体と比較しても低い状況である。

このことから、今後の議員活動が充実し、若者が市政への参画を目指すことができ、将来の市議会が幅広い年齢層からの議員構成になることを期待して、報酬月額を10%引上げることが適当であるとの結論に達した。ただし、報酬月額を現状維持とすることが妥当とする意見が2名あったため、別添少数意見書を提出することとする。

### 3 市長、副市長及び教育長の給料月額について

市政の牽引役を担う市長については、日常の活動状況や市政運営の重要事項に対する対応などを勘案すると、県内他市の市長の給料月額と比較しても平均以下であり、決して高い給料月額でなく、議員報酬を引上げることから、県内他市の市長の給料月額平均に近づけるように引上げることとした。

副市長については、市長の活動を支え、日常の活動状況も市長と同様に判断し、平成22年に給与減額する前の額の72万円に戻すことが望ましいと判断した。

教育長については、副市長と同様に平成22年に給与減額する前の額に戻し、法改正

により特別職として位置づけられ、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する職務などが明確化されたことなどから、1万円を加算した65万円への引き上げが妥当と判断した。

#### 4 おわりに

本答申は、諮問事項を各委員が慎重に審議した結果であり、内容については最大限尊重し、適切に取り組まれることを求める。

また、本審議会の開催については、前回から続けて議員選挙後に諮問が行われているが、議員選挙1年前までに報酬月額を審議できるように開催することが望ましいと考える。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会 長	宮 坂 果 麻 理
職務代理者	松 野 守 男
委 員	奥 村 享
委 員	小 森 良 泰
委 員	関 谷 守 彦
委 員	棚 橋 薫
委 員	長 尾 マ ツ 子
委 員	松 井 欽 弥

審議会は、次のように開催した。

第1回	平成28年7月19日
第2回	平成28年8月17日
第3回	平成28年9月 6日